

ジャパンプククラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street, San Francisco, CA 94115 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

7~8月度理事会報告

日時を
お忘れなく!

今月号はジャパンプククラブの会報初となる **4ページ** でお届けします
B.B.Q.ピクニック9月3日と
講演会9月17日が決まりました

7月8日(土)に開かれた7~8月度理事会は6名の理事が参加され、下記の点に付いて討議がされました。

討議内容

- 6月末にて締め切った川柳兼題“平和”及び雑詠の纏まり結果報告(お寄せいただいた川柳は今月号3ページに掲載されています)
- 去る5月29日、メモリアルデイにコルマの日本人墓地にて催された慣例の慰霊祭に参加報告(柏原副会長)。
- 6月末現在の会計報告(柏原副会長)

• 9月3日(日)にサンマテオのコヨーテポイントで予定されている慣例のBBQピクニックに於ける諸準備の打ち合わせの結果(本件に付いては食材その他の準備も含め8月26日(土)の特別理事会にて詳細を検討する事になりました)会費を会員\$30.00、非会員は\$35.00とすることで決定しました。

参加小切手は宛先を JAPAN CLUB とし、下記に郵送
 郵送先: Noriko Kashiwabara
 339 Parker Ave., San Francisco, CA 94118

締め切: 2017年8月21日(月曜日)

次回特別理事会は8月26日(土曜日)午後4時より予定。
 場所はサンマテオ摺木マーケット2階。

以上 事務局 大隅敏男

今月号はワイド4ページでお届けします
 楽しい催し、大切な情報がいっぱいあります

ジャパンプククラブが開く **2**つの大きな催しのご案内

B.B.Q.ピクニックが 決まりました

日時: 2017年9月3日 午前11時開場

場所: San Mateo, Coyote Point Park
 Eucalyptus #2 area

会費: 会員30ドル、非会員35ドル、12歳以下は無料

その他: 飲み物を始め、食事、肉など全てをジャパンプククラブ側で用意致します、楽しいゲームも考えておりますので、会員、家族、友達をお誘い合わせの上是非ご参加ください。

詳しい説明と、会場迄の地図が3ページにあります、もう一度確認してください。尚、ピクニックの参加申し込み用紙がこのニュースレターに同封されています、締め切りは8月21日です、お忘れにならない様、お早めに申し込みください。

秋の講演会が正式に決まりました

講師: 市川俊治氏(海外年金相談センター)
 度々ジャパンプククラブの会員の為に年金の問題をはじめ種々のテーマで講演会を開いてくださいました、またニュースレターにも必要に応じてその都度的確な情報を寄稿していただいております。

講演内容: 年金・国籍・老後の日本帰国・米国居住者とマイナンバー制度

日時: 2017年9月17日(日曜日)午後1時開演
 (休憩を入れて約2時間30分~3時間を予定しています)

場所: ジャパンセンター内、ユニオンバンク社交室

参加費: 無料

質問など: 当日講師によるジャパンプククラブ会員の為の特別無料個別相談も受け付けています(予定は3時30分から、お一人20~30分程度で3名様、会場の都合で他の場所へ移動する事もあります)予めジャパンプククラブ事務局を通してご登録ください、お受け出来る人数に限りがありますのでお早めに、大勢の申し込みがあった場合は抽選で決めさせていただきます(抽選で選ばれた会員には事務局よりお知らせ致します)抽選に漏れた方にも後日市川氏から連絡をとり相談してさせていただきますので、必ず事前の申し込み用紙に連絡先を記入してください。尚、当日も一部質疑応答の時間を設けておりますのでお聞きしたい事のある人はご用意ください。

詳しい案内が4ページにありますので見てください、尚、参加登録用紙もこのニュースレターに同封されていますのでご利用ください。

新理事の紹介 青柳 篤子さん

ジャパンプラブのみなさま“こんにちは”青柳篤子です
この度、沖山理事のご帰国によりジャパンプラブの理事に任命
されました。正直なところ大役を果たせるか不安ですが、
精一杯努力いたしますのでよろしくご支援をお願いいたします。

私は、在米生活計45年うち40年をここサンフランシスコで過
ごしています。学生時代は桜祭りのボランティア、観光ガイドや
通訳、大学院卒業後は、北米毎日新聞社に勤務し、柏原理事、摺
木理事、大隅理事を始め、日系社会の皆様にはこの上ないご指
導、ご支援を頂きました。ジャパンプラブに関しましては発足当
初から、故福光さん、黒沢さん、ご帰国された広さん、沖山さん等
々大先輩の皆様からお声をかけて頂き、いろいろな行事に参加
をさせて頂く機会を頂戴し、理事、会員皆様の積極的にかかわ
る姿を拝見して参りました。これまで長年に亘り頑張ってきた
皆様のお役に少しでもたてれば嬉しいです。

新聞社を辞めてからは、母親業に専念！息子の学校のボランテ
ィアやスポーツチームのチームマザーとして毎日忙しくてまい
りました。子育てもこの8月より息子(ジャスティン)が南カリフ
ォルニア大学(USC)へ入学、親元を離れます。主人とこれから
二人の生活です。

ジャパンプラブは、このサンフランシスコ・ベイエリアに住む
日本人が災害や困ったことに遭遇した時お互いに助け合えるよ
う日頃から会員相互の強い友好の絆を作る目的で設立されま
した。この人と人のつながりを大切に築いていく手助けを微力
ではございますがさせて頂ければと思っております。

これからも皆様にアドバイスご指導を頂きながら、ちょっぴり
新しい風を呼びジャパンプラブをさらなる将来へ継続できるよ
う務めたいと思います。ご迷惑をおかけすることも多々あるか
と思っておりますがどうぞ宜しくお願い申し上げます。

9月3日に行われる恒例のジャパンプラブBBQでたくさんの皆
様にお目にかかれますこと楽しみにしております。

右の沖山さんからのご報告にある日本での長期滞在ビザについてい
ろいろ調べてみました(基本的に日本国籍の人の場合は問題ありません)永
く米国に住みアメリカ国籍を取得後、老後を日本で。。。と考えられる方は長
期滞在ビザまたは帰化申請が必要です。長期滞在ビザの場合、

1) 在外日本国総領事館で事前に取得: 1年又は3年のビザが発給され
ます「日本人の配偶者及び日本人の子供ビザ」と呼ばれるものです。申請
書類が受理されれば5日後に交付されるそうです。詳しくはサンフランシ
スコ日本国領事館に依頼すれば説明書(PDF)を送ってくれます。

**2) 沖山さんの場合の様に通常のビザ(3ヶ月)で帰国し日本国内で手続
きする場合は沖山さんの説明された通りです。「在留資格認定証明書交付
申請(日本人の配偶者)」と云う説明書と申請書類を神戸の入国管理局か
ら取り寄せてみました。ご興味の有る方は事務局までご連絡ください。**

尚、この件に関しては9月17日の講演会で細かく説明があります、
是非早めに席を予約しておかれる事をお勧めします

沖山泰彦さんから お元気なお便りがありました

皆様にはお変わりも無くお健やかに過ごしのことと拝察致し
て居ります。日本に着いてそろそろ2か月になろうとして居り、
梅雨の蒸し暑さに苦しめられるのではないかと、ひやひやして居る
のに涼しい天気が続いて居ります。(注:このメールは6月17日に頂いて
おります)

100箱の荷物もどうやら片づけることができました。この肉体労
働の疲れもどうやら回復して来たようです。さらに嬉しい事が出来
ました。

外国人として事前に長期滞在許可を在外日本国総領事から取
得してない外国人は、日本に入国すると短期滞在資格で90日
の上陸許可です。この資格を変更して長期滞在を希望するには、
入国管理局に資格変更申請を行う事が必要です。
申請するには滞在延長の理由書、私のように元日本人は除籍謄
本、収入を証明する書類、預金通帳、身柄保証人の保証書を提出
します。

入国管理局の審査は2ヶ月程度で、許可された場合には、葉書
でパスポート、申請受付票と当該葉書持参して入国管理局へ出
頭するよう通知がまいります。その通知が来なければ出国せざる
を得ません。

出頭すると在留カードが支給されます。在留期間は3年です。
次には在留カードを持参して、住んで居る地域の区役所とか町役
場に行って住民登録を行います。すると役所の職員が在留カード
裏面に住所を記入します。これが身分証明書になるわけです。

そして医療保険が必要ならば、その役所の医療保険取り扱い
窓口で申請すれば、医療被保険者証が貰えます。

私の場合4月27日に在留資格変更申請をし、6月13日に在留
カードを受領し同日住民登録を行い医療保険の申請をし、6月
15日に後期高齢者医療被保険者証を受領して安堵し、祝杯をあ
げました。

日本人の場合には入国管理局に行く必要は全く無く、居住地
の区役所なり町役場に行って住民登録をするだけです。米国籍
を取得した為に余計な苦勞が付きまといました。在留カードと
後期高齢者医療被保険者証の氏名欄には、沖山泰彦ではなくて、
OKIYAMA YASUHIKOです。もともと日本人なのに法律上、
日本人として扱って貰えないのは寂しいですね。

ではごきげんようさようなら 沖山泰彦

長くジャパンプラブ理事(会計)をしてくださった沖山泰彦さん
から近況を知らせするメールが届きました、お元気なご様子でな
によりです、これからも時々日本の様子をお知らせくださるとの事
でした、楽しみです。お元気で暑い夏を乗り切ってください。

秋のピクニック **B.B.Q.**

日時: 9月3日(日) 午前11:00 開始

場所: San Mateo, Coyote Point Park.
Eucalyptus #2 area

会費: \$ 30.00 (会員一人につき)

\$ 35.00 (非会員一人につき)12歳以下無料

食事: 食事は総会で用意します、身軽にご参加下さい。
もちろんご自慢料理があればぜひお持ち下さい、
大歓迎です。バーベキュー(肉、野菜、トウモロ
コシ等)果物、飲物(ワイン、ビール、水、お茶、
ソフトドリンク)を用意してお待ちしています。

その他: 入園料は車一台につき \$ 6.00 です、出来るだけ
カープールをお薦めします、ご希望の方、又提供
できる方はお知らせください。

行き方: ① サンフランシスコ方面から →

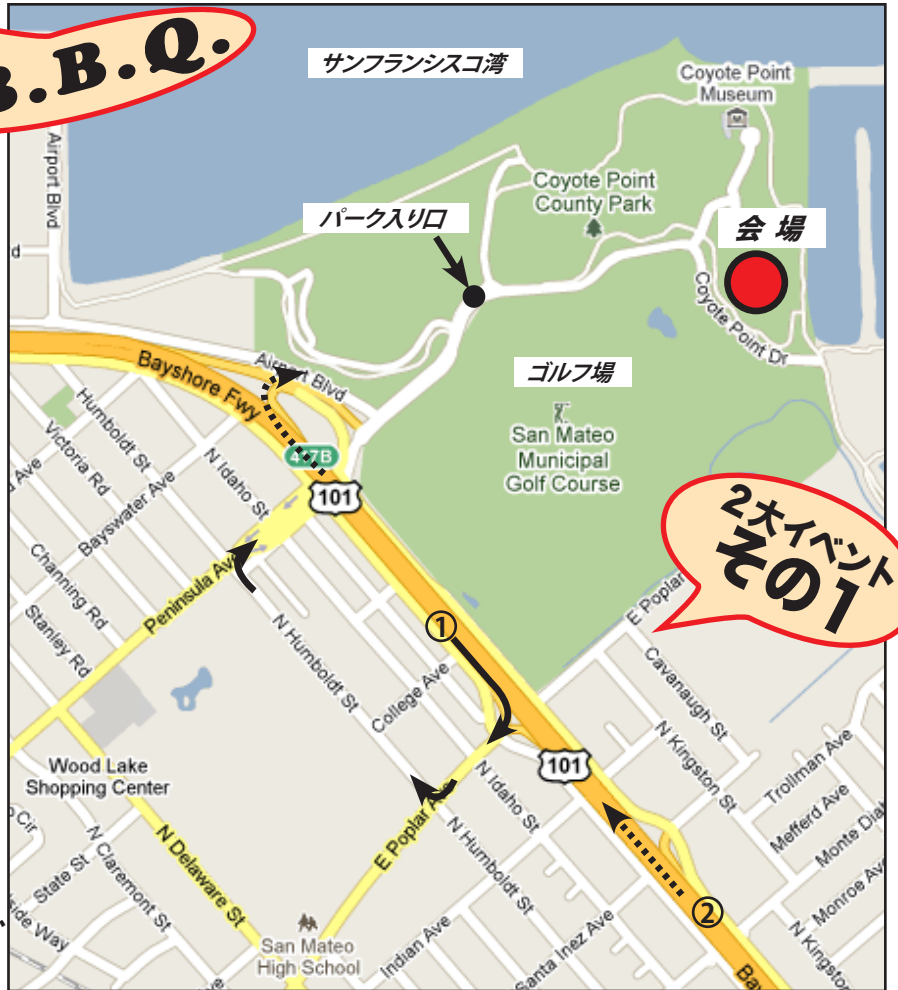
E. Poplar Ave. を出てそのまま直進、最初の信号の
ある交差点を N. Humboldt St. に右折、次の信号の
ある Peninsula Ave. を右折、そのまま直進、フリー
ウェイ101を越えて直進するとパークの入り口です。

② サンノゼ方面から →

San Mateo, 3rd Ave. から二つ目、Peninsula Ave. の
出口を出てすぐの信号を右折、50メートルほど先の
次の信号を左折右側にゴルフコースがあります)
まっすぐ行くとパークの入り口につきます。

行き方に不安のある方、あるいは当日迷ってしまった方は、
担当の古田統一迄お問い合わせ下さい、携帯電話 (415)517-1167

今年も、昨年にも増しておいしく楽しいピクニックにしましょう。
どうぞご家族、お友達を誘っておいで下さい。
楽しい一日になる事を保証します!



「雑詠」 シュミットまり子 選

流れ来る歴史に学ばぬ後世代
話好き齒なし同士が話し合い
最高よ煌めく歴史の船の旅
南国の孤島に映える朝日の出
人と犬分かってくれるのはどちら
春雨が庭の緑を引き立てる
現代史指導者は皆パラノイド
孫の顔純真そのもの汚れなし
クラス会続けたくとも幹事居ず
猫と聴くショパンに居眠る春うらら
でこぼこの道路に税金消えて行き
黄昏の夕空仰ぎ故郷(さと)想う
人位 俺は別言った端から騙される
地位 はしゃいでた国中中流夢の跡
天位 悟りには到れぬことを悟り切る

軸吟

母逝きて空蟬涙もかれ果てる

上野夫佐子
大隅敏男
上野夫佐子
大隅敏男
クリスティ恭子
大隅敏男
上野夫佐子
大隅 敏男
上野正安
上野夫佐子
クリスティ恭子
大隅敏男
上野正安
上野夫佐子
上野正安

シュミットまり子

兼題「平和」 上野正安 選

平和など今の世の中あり得ない
本当に平和なのかよ今の世は
禁じられた遊びの詠う平和曲
現世では到底得られぬ平和郷
夕映えの虹の彼方に平和あり

古田統一
古田統一
上野夫佐子
大隅敏男
大隅敏男



ワイン飲み心の平和取り戻し
この世では平和は至らぬ夢なのか
畦道に平和満たして彼岸花
平和ボケトランプショックで目を覚ます
地球儀の平和みだれて惑う民
トランプに目を覚まされた平和ボケ
仏像の平和な笑みに励まされ
戦争と平和が共にある世界
9条の改正の可否平和考
避難民平和求めて何千里
難民の平和求めた長い列
ミサイルに怯える日本の平和ボケ
核のない平和願って今日を生き
家族ぶじ食卓かこんでいる平和
無理でしょう世界平和は口ばかり
残酷な歴史を作る平和とは?
人の欲共に平和はあり得ない
人位 トランプの描く平和図覗きたい
地位 年老いて願うは子孫の平和な世
天位 平和とはどこの話しかシリアの子
軸吟
陽炎(かげろい)のごときものなり平和とは

特選 シュミットまり子選

頷いて平和を守るせちがらさ
平和です寝た子に音痴の子守歌

クリスティ 恭子
大隅敏男
シュミットまり子
大隅敏男
シュミットまり子
上野正安
シュミットまり子
古田統一
古田統一
大隅敏男
上野夫佐子
上野夫佐子
シュミットまり子
シュミットまり子
クリスティ恭子
上野夫佐子
古田統一
上野夫佐子
大隅敏男
古田統一
上野正安

クリスティ恭子
クリスティ恭子

年金を受けている方が亡くなられた時

海外年金相談センター 市川 俊治氏 ご寄稿

日本の年金を受けている方から、自分が亡くなった後、何処に何を連絡すれば良いのか、日本語のわかる方が周りに居ないので心配だとの相談が寄せられています。今回はそのための事前の準備を含めてご説明いたします。

年金の受給期間は受給資格を取得した月の翌月から死亡した月までです。年金の支給時期は偶数月に年6回振り込まれます。支払月に前月、前々月の分が支払われます。例えば4月振り込まれるのは2月分と3月分が振り込まれます。4月に死亡された場合、4月分まで支給対象となりますから6月になって4月分が振り込まれることとなります。しかし死亡届けが提出されていないと5月分も自動的に振り込まれてしまいます。そうなった場合は5月分を返却する必要が生じ面倒な手続きが発生してしまいます。ですからこの場合、5月分は振り込まれないように死亡届を早く提出する必要があります。死亡届が提出されないと過払いが生じ、その分を日本年金機構に返却する義務が発生します。では年金受給中の方が死亡した場合、周りの方はどう対応すればよいのかをご説明いたします。

・まず日本年金機構か年金事務所に死亡した旨の第1報を連絡します。その場合、亡くなられた方の①基礎年金番号②生年月日③名前④住所⑤死亡日 を伝えます。これにより支給はその時点で停止されますので過払いを止めることができます。

予め①から④までを記載した死亡通知書(形式問わず)を用意しておき、死亡日だけを記入した上で年金事務所にFaxするのが一番簡単です。年金事務所は何処でも良いのですが、例えば千代田年金事務所であれば電話(81-3-3265-4381)かFax(81-3-3262-6249)で連絡が可能です。日本年金機構の電話は81-3-5344-1100です。

・本来の手続きは、日本年金機構宛の「年金受給権者死亡届」(様式第515号)を用意しておき、亡くなられた場合は親族の方が死亡日等記入して日本年金機構(〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構本部 業務渉外部外国給付担当係)か年金事務所に郵便で送付します。

又、年金を受給されている方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込まれた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金として死亡された方と生計を維持されていた遺族が受け取ることができます。更に亡くなられた方に一定の遺族が居る場合、遺族年金等を受け取ることが出来ます。

海外年金相談センター 市川俊治
<http://nenkinichikawa.org>
 E-Mail shunjiichikawa@gmail.com
 〒162-0067 東京都新宿区富久町15番1-2711号
 TEL&FAX 03-3226-3240

9月17日の講演会の案内

講師 海外年金相談センター 市川 俊治氏

「年金・国籍・老後の日本帰国 さらに 米国居住者とマイナンバー制度」について

こんな疑問や心配はありませんか？ この講演会は絶好の機会です是非ご参加ください

日米の年金事情

- 1) 日本で数年働いたが年金はもらえるか？
- 2) 国籍変更・グリーンカード放棄は日米の年金受給に影響あるか？
- 3) 日本の年金受給者はなぜ米国年金が減額されるのか？
- 4) 日米の遺族年金の受給資格者と年金額は？
- 5) 将来の年金請求への備えは？
- 6) 日本の年金への課税はどうなる？
- 7) 収入があると日米の年金は減額されるか？
- 8) 海外からも国民年金に加入した方が良いか？
- 9) 離婚しても夫の年金はもらえるのか、日米の比較は？

国籍選択と老後の日本帰国

- 1) 二重国籍に対する日米の違いは？
- 2) 国籍選択とは(子供の国籍選択はどうすれば良いのか)？
- 3) 米国籍がグリーンカードか？
- 4) 日本への長期帰国(親の介護、老後の生活など)とその手続きは？
- 5) 日本で老後を過ごす為のビザの取得方法と帰化の手続きは？
- 6) 日本の社会保障、社会福祉の現状は、日本に帰化すれば健康保険、介護保険は加入出来るのか？
- 7) 老後日本に帰国する場合のグリーンカードや米国籍の放棄方法と問題点、国籍離脱税(出国税)とは？

米国居住者と マイナンバー制度

2013年5月、「社会保障・税番号制度」通称「マイナンバー法」が成立、15年9月には「改正マイナンバー法」が成立しました。その運用が16年1月から順次開始されました。

この制度が本格的に運用される様になると海外にいる私達にも色々な面で影響や関連する事がらが出て来ます、いまの内に内容を理解し、対処出来る様にしておきたいものです。

このニュースレターに参加登録用紙が同封されています、また会員の為の特別無料個別相談の説明も1ページにありますのでお読みください